

11 月 1 日から定率制に変更

定率制の準備はお済みですか？

～宿泊税制度変更について～

令和 8 年 1 1 月 1 日から宿泊税が定率制に変更となります。

定率制の計算方法等については、ホームページに掲載しておりますので、下記 URL 等からご確認ください。

https://www.town.niseko.lg.jp/kurashi/tax/syukuhakuzei/zigyousyamuke_syukuhakuzei/
ニセコ町トップページ＞暮らし＞税＞宿泊税＞宿泊税【宿泊事業者の方向け】

定率制について不明点があった場合

定率制に関する不明点については、個別説明で対応させていただきます。個別説明をご希望の場合は、訪問もしくは来庁いただき対応しますので、事前に連絡いただきますようお願いします。

なお、全体に向けた説明会等は予定しておりませんので、ご了承ください。

※定率制のその他注意点については裏面をご覧ください。

1 申告方法の注意点について

① 電子申請 Graffer をご利用の方

定率制変更に伴い、申告URLが変更となります。

令和8年12月以降は、別紙「宿泊税電子申告（Graffer）に関するお知らせ」のURL又は二次元バーコードを使用し申告してください。

② eLTAX をご利用の方

eLTAX システムの性質上、令和8年12月1日以降は定額制（10月宿泊分までの申告）が申告できません。

（12月以降は定率制の申告分しか入力できないため、下記に注意してください。）

毎月申告

10月宿泊分の申告は必ず
11月中に申告して下さい。

特例適用

9月・10月宿泊分は11月中に申告、11
月宿泊分は12月に申告してください。

※もし間に合わなかった場合は、切り替えの期間のみ Graffer もしくは紙で窓口・郵送にて申告をお願いします。

2 宿泊税定率制改正に伴う補助金について

宿泊税が定率制に変更することに伴い、システム改修・導入等の経費の補助を行っております。詳しい内容につきましてはHPに掲載しておりますので、下記URL等からご覧ください。

URL：https://www.town.niseko.lg.jp/kurashi/tax/syukuhakuzei/accommtax_subsidy

トップページ>暮らし>税>宿泊税>ニセコ町宿泊税活用事業補助

（補助金に関するお問い合わせ 商工観光課 0136-56-8843）

3 申告方法のお願い（電子申告の推奨）

宿泊税の申告については、電子申告を推奨しております。

本年4月からは、全国共通のシステムで地方税を電子で申告・納入できる eLTAX が使用できるようになりましたので、是非ご利用ください。

※Grafferはオンライン納入ができませんが、eLTAXはオンラインで納入が可能です。ご活用ください。